仕 様 書

1 目 的

経済団体等と行政の連携による女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」が、企業や社員が企業の枠を超えて研修・交流・政策立案・実践を行う場として開設した「京都ウィメンズベースアカデミー」等において、京都企業の女性活躍推進を支援する事業を実施する。

2 業務実施場所

京都府内全域

3 業務内容

(1) 女性活躍推進研修

女性社員及び管理職・人事担当者等を対象とする女性活躍推進研修を以下のとおり実施すること。

- ①女性社員向け研修
 - (a) 内容

概ね採用3年目以降の女性社員を対象に、仕事に対する意識向上や就業継続・ステップアップを目的として、コミュニケーションやプレゼンテーションスキル、ロジカルシンキング及びキャリアデザイン等について学ぶ研修

(b) 実施回数

1コース全2回

- (c) 定 員
 - 30名以内
- (d) 実施場所

京都府内(京都府との協議により決定)

- ②女性管理職予備層向け研修
 - (a) 内容

管理職予備層の女性を対象に、女性管理職としての意識やマネジメントスキルを身につけるため、コーチングやリーダーシップの方法等について学ぶ研修

(b) 実施回数

1コース全4回

※うち1回以上、現に管理職として企業で働く女性との意見交換・交流を行うこと。

- (c) 定 員
 - 30名以内
- (d) 実施場所

京都府内(京都府との協議により決定)

- ③管理職・人事担当者向け研修
 - (a) 内容

女性の活躍しやすい職場づくりを推進するため、企業の人事担当者や女性部下を持つ管理職を対象に、仕事と育児・介護の両立、ワーク・ライフ・バランス、女性の人材育成及びパワハラ・セクハラなどハラスメント対策等について学ぶ研修を実施

(b) 実施回数

4回

※うち1回をハラスメント対策に特化した内容とすること。

- (c) 定 員
 - 30名以内
- (d) 実施場所

京都府内全域(京都府との協議により決定)

④運営·報告等

- 事業の実施に当たっては、十分な事業効果を発揮するため、講師の人選、参加者数、 会場等について事前に京都府と協議すること。
- ・従業員数300人以下の企業を中心にチラシやパンフレットにより参加者募集を行い、 参加者の確保に努めること。
- ・事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、参加者へのアンケートを実施し、 その結果を取りまとめて京都府に報告すること。

(2) ダブルケア対策セミナー及び啓発冊子

企業や社員を対象としたダブルケア対策に係るセミナーの実施及び啓発冊子の作成を以下のとおり行うこと。

①ダブルケア対策セミナー

(a) 内容

子育てと介護に同時に直面する「ダブルケア」に直面しても働き続けられるよう、 企業や社員を対象とした、仕事と子育て・介護の両立に係る制度の周知や企業の理解 を深めることを目的としたセミナーを実施すること。

- (b) 対象人数(目標)
 - 500人(25回×20人程度を想定)
- (c) 実施場所

京都府内全域(京都府が指定する場所で実施)

- ※上記(1)女性活躍推進研修等、京都府や関係機関が実施する研修等において実施することとも可能とする。
- (d) 運営·報告等
 - 事業の実施に当たっては、十分な事業効果を発揮するため、講師の人選等について 事前に京都府と協議すること。
 - ・事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、参加者へのアンケートを実施し、 その結果を取りまとめて京都府に報告すること。

②ダブルケア対策啓発冊子

(a) 内容

掲載項目は以下の例のとおりとするが、具体的な内容については京都府との協議 により決定する。

<掲載項目例>

- ア 子育てや介護を取り巻く現状
- イ 仕事と子育ての両立支援制度
- ウ介護保険制度
- エ 仕事と介護の両立支援制度
- オ 仕事と子育て・介護の両立に係る関係機関、情報掲載サイト等
- ※ アについては、女性活躍と働き方改革が求められる中、昨今の晩婚化・晩産化等を背景にダブルケアを行っている者の現状と課題及び求められている社会的支援を分析すること。分析にあたっては国等のダブルケア関連調査結果を活用し、

数的根拠を踏まえたものとすること。グラフ、図を用いてわかりやすい説明にすること。

- ※ 介護保険制度に関する記載事項については、最新の情報を収集するとともに、 京都府への内容確認を行うこと。
- ※ イラスト、統計データ(グラフ等)、図表、写真等を取り入れて理解しやすい 表現・デザインとすること。
- (b) 印刷、製本

印刷物の仕様は以下のとおりとする。

【規格】A4判 16頁程度(表紙含む) 両面印刷 フルカラー

【数量】10,000部

【製本】中綴じ製本

- (c) 運営等
 - ・仕事と子育て・介護の両立に関し、専門知識を有している者を1名事業主任として 配置すること。
 - ・作成に当たっては、京都府と協議の上、その指示を踏まえること。
 - ・著作権は京都府に帰属するものとし、成果品は、PDFデータとともに、画像編集 ソフト(イラストレーター等)で編集できる形式のデジタルデータをCD保存して 納品すること。
 - ・作成した啓発冊子は、上記①ダブルケア対策セミナーにおいて配布すること。

4 業務実施上の留意事項

本業務は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であることを理解するとともに、 業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象 となった場合は協力すること。

5 委託対象経費

- (1) 委託業務に従事する者の人件費
 - ア賃金
 - イ 通勤手当
 - ウ 社会保険料等
- (2) 委託業務に要する事業費
 - ア講師謝金
 - イ 旅費
 - ウ消耗品費
 - 工 印刷製本費
 - 才 燃料費
 - カ 会議費(ただし食糧費を除く)
 - キ 通信運搬費
 - ク 広告費
 - ケ 手数料
 - コ 保険料
 - サ 賃借料
 - シ 会場使用料
 - ス その他府と協議して認められた経費